

## 1 会社から、突然、解雇された。

### (相談内容)

正社員として10年勤務していますが、先日、社長から突然解雇を言い渡されました。解雇の理由を聞いたところ、勤務態度が悪いとのことですが、残業なども進んで引き受けており、会社には貢献していますので、解雇には納得できません。  
解雇を撤回してもらえないでしょうか。

### (回答)

解雇とは、使用者と労働者との間で結んだ労働契約を、使用者の意思で一方的に終了させることをいいます。

しかし、使用者はいつでも自由に労働者を解雇できるものではなく、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない解雇は、解雇権を濫用したものとして無効になります。(労働契約法第16条)

御相談の場合、解雇理由を口頭で伝えられているようですので、まずは、解雇理由について書面で交付するよう使用者に求めた上で、就業規則上の根拠があるか確認してください。

解雇理由について、理由に挙げられた事実が無い場合や就業規則に根拠がない場合等には、使用者に対して解雇の撤回を求めましょう。

なお、期間の定めのある有期労働契約の場合、やむを得ない事由がある場合でなければ、その契約期間が満了するまで労働者を解雇することはできません。(労働契約法第17条)

### 【参考条文】

#### ◎労働契約法

第16条 解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。

第17条 使用者は、期間の定めのある労働契約について、やむを得ない事由がある場合でなければ、その契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができない。